

平成23年7月8日
経済部観光振興監決定
平成24年8月1日一部改正
平成25年4月1日一部改正
平成27年4月1日一部改正

北海道アウトドア資格制度実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、北海道アウトドア活動振興条例（平成13年北海道条例第55号）及び関連する各種計画の趣旨にのっとり、観光振興をはじめとする関連産業の活発化とアウトドア活動の振興により、地域に根ざした個性あふれる人材を育成・確保し、豊かな自然とふれあえる社会づくりにつなげるため、北海道アウトドア資格制度（以下「資格制度」という。）の実施に当たり、必要な事項を定める。

第2 制度の内容

資格制度の内容は、次に掲げる制度とする。

1 北海道マスターガイド制度

(1) 北海道マスターガイドの認定登録

知事は、アウトドアガイドの技能と地位の向上を図るとともに、資格制度の持続的運営に寄与するため、技能、経験及び知識に優れ、後進の指導・育成や地域社会に貢献している者で、かつ、当該分野のガイド等から高い信頼や評価が得られている者を北海道マスターガイド（以下「マスターガイド」という。）として認定登録する。

(2) 認定の手続等

マスターガイドの認定は、認定の基準を満たすことの審査を経て行うものとし、認定の区分、要件、手続等に関し必要な事項は、別に定める。

2 北海道アウトドアガイド制度

(1) 北海道アウトドアガイド資格の認定

知事は、優れたアウトドアガイドを育成するため、アウトドアガイドの知識及び技術を客観的に評価することなどにより、その資質向上の意欲が高められ、かつ、その社会的評価の向上が促進されるよう、一定水準以上の知識及び技術を有する者を北海道アウトドアガイドとして資格認定する。

(2) 資格認定の手続等

北海道アウトドアガイド資格（以下「アウトドアガイド資格」という。）の認定は、筆記試験及び実技試験に合格し、救命救急に関する講習を受講することなどにより行うものとし、認定の区分、要件、手続等に関し必要な事項は、別に定める。

3 北海道アウトドア検定制度

(1) 北海道アウトドア検定の合格認定

知事は、全てのアウトドアガイドの資質を高め、アウトドア活動における安全や

サービスの質の向上が図られるよう、アウトドアガイドが有すべき基礎的な知識を有する者をその旨認定（以下「検定合格認定」という。）する。

(2) 検定合格認定の手続等

検定合格認定は、基礎分野及び応用分野に係る検定試験（以下「アウトドア検定試験」という。）に合格し、救命救急に関する講習を受講することなどにより行うものとし、認定の要件、手続等に関し必要な事項は、別に定める。

4 北海道アウトドア講習制度

(1) 北海道アウトドア講習の修了認定

知事は、アウトドアガイド以外の野外において自然などとふれあう活動を行う者が、北海道の自然や自然の中に潜むリスクなどを理解し、愛着や誇り持ち、自らが安全に配慮したアウトドア活動が行われるよう、アウトドア活動に必要な最低限の知識に関する講習（以下「アウトドア講習」という。）を修了した者をその旨認定する。

(2) 修了認定の手続等

アウトドア講習の修了認定は、アウトドア講習を受講することなどにより行うものとし、アウトドア講習の実施、修了認定の要件、手続等に関し必要な事項は、別に定める。

5 北海道アウトドア優良事業者制度

(1) 優良事業者の認定

知事は、良質なアウトドア事業者を育成するため、アウトドア事業者が提供するサービスの内容を明らかにすることなどにより、その資質向上の意欲が高められるよう、一定の安全対策基準等を満たすサービスを提供する者を北海道アウトドア資格制度優良事業者（以下「優良事業者」という。）として認定する。

(2) 認定の手続等

優良事業者の認定は、分野別区分ごとに定める要件を満たすことを審査することなどにより行うものとし、認定の区分、要件、手続等に関し必要な事項は、別に定める。

6 北海道アウトドア資格制度人材育成機関制度

(1) 人材育成機関の認定

知事は、安全で質の高いアウトドアガイドをはじめ、アウトドア活動全般に携わる様々な人材を幅広く育成するため、必要な要件を備えた教育機関などを資格制度人材育成機関（以下「人材育成機関」という。）として認定する。

(2) 認定の実施等

人材育成機関の認定は、実施体制などの基準を満たすことなどにより行うものとし、認定の区分、基準、手続等に関し必要な事項は、別に定める。

第3 北海道アウトドア資格制度業務センター

1 北海道アウトドア資格制度業務センター

(1) 北海道アウトドア資格制度業務センターの認定

知事は、アウトドアガイド資格の認定に係る筆記試験及び実技試験、アウトドア検定試験並びにアウトドア講習の実施並びにこれに伴う総合調整、優良事業者の認定審査、資格制度及び有資格者の普及PRその他アウトドア資格制度に関わる各種

事業の企画・実施の業務を行う団体を北海道アウトドア資格制度業務センター（以下「業務センター」という。）として認定する。

(2) 認定の手続等

業務センターの認定に係る要件、手続等に関し必要な事項は、別に定める。

第4 北海道アウトドア資格制度推進委員会

1 推進委員会の設置

知事は、優れたアウトドアガイドや良質なアウトドア事業者などを育成し、その資質向上を図る意欲が高められ、かつ、柔軟に対応できる持続可能な資格制度となるよう不断の見直し、アウトドア活動全般にわたる質の維持向上を図るため、資格制度推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会の運営等

推進委員会の設置、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、資格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年7月8日から施行する。

2 北海道アウトドア資格制度実施要綱（平成21年3月31日付け経済部参事監決定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）から管理センターを初めて認定する日までの間におけるアウトドアガイド資格の認定等及び優良事業者の認定登録の更新等については、第2の2及び5の規定にかかわらず、旧要綱第15条から第17条まで、第23条及び第24条の規定（以下「旧規定」という。）の例により取り扱うものとする。この場合において、施行日の前日において現に旧要綱第5条に規定する運営団体として指定されていた団体を旧規定の運営団体とする。

附 則（平成24年7月12日経済部観光振興監決定）

この要綱の一部改正は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日経済部観光振興監決定）

この要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月12日経済部観光振興監決定）

この要綱の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。